

証券コード 5386

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

愛知県半田市州の崎町2番地12

株式会社 鶴 弥

代表取締役社長 満 田 勝 己

第59期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第59期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.try110.com/news/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県半田市州の崎町2番地12 当社本社4階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第59期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

<株主提案>

第3号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日、代理人により議決権を行使される場合は当社の定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（代理人の議決権行使書用紙、委任状、委任者本人の議決権行使書用紙もしくは身分証明書（印鑑証明書・パスポート・運転免許証等））のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎当日、当社ではクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

●書面による議決権行使 ●「スマート行使」によるご行使 ●パソコン等によるご行使

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

詳細につきましては4頁をご覧ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては5頁をご覧ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては6頁をご覧ください。

当日ご出席される場合

●株主総会へ出席●



株主総会開催日時

2026年6月23日(火曜日)

午前10時00分

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) インターネット(「スマート行使」を含む。)と書面(郵送)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご注意

第1号議案は、第3号議案と相反する関係にございますので、書面またはインターネット(「スマート行使」を含む)により、いずれの議案にも賛成の議決権を行使されますと、当該議決権の行使は無効となりますのでご注意ください。

● 書面による議決権行使 ●

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

議決権
行使
期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書 株主番号 株式会社 鶴 弥 御中 私は、2026年6月22日開催の貴社第59期定時株主総会（継続会または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2026年6月 日		議決権行使書 <table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案</th> </tr> <tr> <td>会社提案</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>株主提案</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </table> （ご注意）株主提案については、当社は取締役会に反対しております。株主提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示ください。 第1号議案と第3号議案は両立しない議案となっておりますので、両方の議案に賛成の議決権行使をされた場合には、これらの議案に関する議決権行使を全て無効と取り扱います。	議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	会社提案	賛	賛	賛	株主提案	否	否	否	お 願 い 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月22日午後5時までに到着するようにご返送ください。 2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし2026年6月22日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。 スマートフォン用 議決権行使 ウェブアプリ QRコード ※QRコードは（任意）ダウンロードの要があります。
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案												
会社提案	賛	賛	賛												
株主提案	否	否	否												

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

第3号議案は株主様からのご提案です。
取締役会としてはこの議案に反対しております。
詳細は株主総会参考書類をご参照ください。

▶▶▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案（会社提案）

- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

第2号議案（会社提案）

- ▶ 全員賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合
⇒「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案（株主提案）

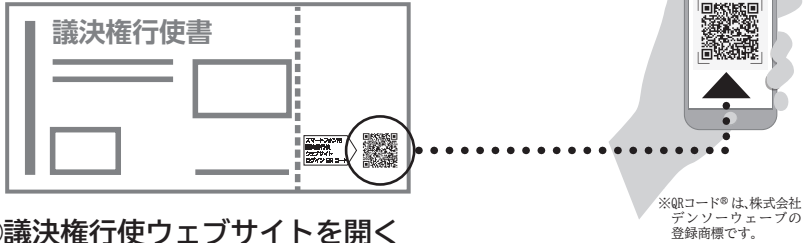
- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

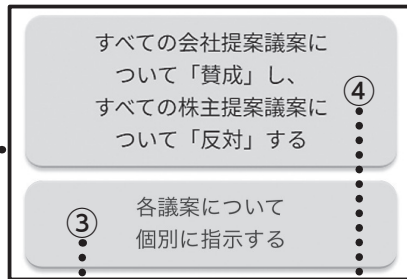
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

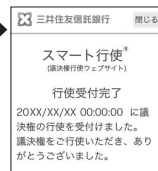


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

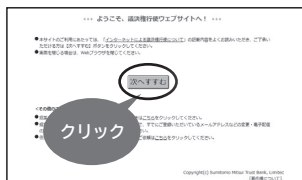


一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」パスワードをご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

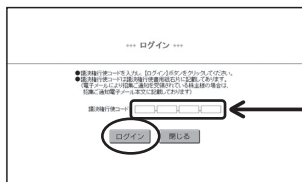
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

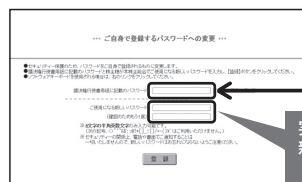


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※「すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

パソコン等の操作方法について

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景とした緩やかな景気回復が続いたものの、不安定な地政学情勢に伴うエネルギーコストの高止まりや、円安基調の継続による原材料価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましては、建築基準法改正前の駆け込み需要に伴う建築確認申請の遅延等が大きく持家着工戸数に影響し、前年同期比で約10%以上の減少と低水準で推移しております。また物価上昇に伴う住宅建設コストの上昇や、実質賃金の伸び悩みによる消費マインドの低迷を背景に、新設住宅着工戸数が持続的な減少傾向にあり、特に当社製品の主要需要先である注文住宅市場においては、厳しい状況が継続いたしました。

このような経営環境のもと、当社では国内住宅会社の採用棟数増加・工事受注拡大、一方でアジア圏を中心とした海外向け販売の拡大（前年同期比65.2%増）、オウンドメディアによる非住宅分野への広告活動等の営業活動推進を行ってまいりました。しかしながら持家着工戸数の減少の影響と、前年同期に製品価格改定前の駆け込み需要があったことから、売上高につきましては前年同期比4.5%減の6,505百万円となりました。

一方、損益面につきましては、販売量に応じた柔軟な生産体制、人員の適正配置、製造ラインの燃料転換によるコスト削減、製造工程の生産効率向上や品質改善のための設備投資等を行ってまいりましたが、各種物価上昇の影響から、原材料費や設備維持・更新にかかる修繕費等が幅広く製造原価を押し上げました。

この結果、当事業年度における売上原価率は、前年同期比0.6ポイント増の74.3%となり、売上総利益は前年同期比6.7%減の1,669百万円となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続的なコスト削減を行い、前年同期比5.0%減の1,523百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高6,505百万円（前年同期比4.5%減）、営業利益146百万円（前年同期比20.9%減）、経常利益302百万円（前年同期比33.7%減）、当期純利益373百万円（前年同期比208.0%増）の減収増益となりました。

なお前年同期には営業外収益で受取保険金139百万円、特別損失で減損損失244百万円を計上しております。また当事業年度には、固定資産（土地）の譲渡に伴う固定資産売却益として233百万円を特別利益に計上しております。

なお、当事業年度の経営成績及び、原材料、運送費、消耗修繕費、梱包費、さらには人材確保環境の変化に伴う人件費等の上昇、中東情勢・円安の影響によるエネルギー価格の不透明化等を踏まえ、2026年6月より製品価格の改定を実施しており、引き続き適正取引価格の浸透に注力してまいります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、164百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における増資あるいは社債の発行はありません。

(4) 対処すべき課題

①経営環境、対処すべき事業上及び財務上の課題

住宅産業界の景況感は、景気動向の先行き不透明感に加え、インフレや人件費の高騰の影響により、持家着工戸数が依然として低水準で推移するなど、厳しい環境が続いております。一方で、円安や物価上昇の影響に加え、当事業年度末に発生した中東情勢の不安定化による資源価格の上昇も見込まれており、当社にとって重要な経営課題となっております。

また、当社の株主資本コストは概ね5%台と推定されると認識しております。これに対し、ROE（自己資本利益率）は1～2%台（特別利益・特別損失を除く）にとどまり、PBR（株価純資産倍率）も0.20～0.30倍で推移しております。PBR=PER（株価収益率）×ROEの分解から、特にROE（利益率×資本効率×負債依存度）が低位であることが課題であると分析しております。

②事業特性と基本方針、社会的責任

当社が製造する粘土瓦は、屋根材として高い耐久性（長寿命）を有することが差別化要因であり、住宅という長期資産の一部を構成するという特徴を有しております。

それに加えて、「強く、美しく、取り扱いやすく、値打ちで、より安全な屋根材を提供する」という経営理念のもと、長期にわたり安定供給を継続することが、最大のステークホルダーである顧客、ひいては日本の住文化の維持につながるものと考えております。

この安定的な事業の継続の実現のためには、主要な生産設備である焼成窯や出荷・在庫ヤード（土地）に対して多額の投資および維持管理が必要となります。その結果、総資本および自己資本が事業規模に対して比較的大きくなる構造となっており、安全性を重視した経営スタイルとなっております。

当社は、国内最大の生産能力を有する企業として、この資産基盤を「供給の安定性」という信頼に変えることで、粘土瓦の製造販売事業を永続的に継続し、日本の住文化の象徴ともいえる粘土瓦産業の維持・発展に貢献していくことが、当社の社会的責任であると考えております。

③中長期的な会社の経営戦略

こうした課題・基本方針・事業特性のもと、当社は、長期的かつ安定的な事業の継続を実現することを前提にしつつ、事業利益を中心としたROEの向上を目指すこと、事業利益に応じた適正な配当を継続することで、すべてのステークホルダーにとって中長期的な企業価値の向上を図ってまいり所存であります。

この実現のため、当社では新たに中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）を策定し、「挑戦 ～環境は変わる、だから考え挑み続ける～」をビジョンとして掲げ、次の行動指針を軸に具体的施策を推進しております。

中長期的な事業ポートフォリオの構築および経営資源配分の指針

・粘土瓦事業の進化と深化

粘土瓦製造販売事業を基盤事業とし、市場ニーズを捉えた新製品開発、国内シェアの確保および生産性向上を通じて収益性の安定化を図る。

・陶板事業の拡大

事業の安定的成長および採算性の向上を図る。

・新領域への挑戦

海外市場の開拓による基盤事業の強化を進めるとともに、上記以外の新分野への展開を図る。

・経営基盤の強化

資本の有効活用による基盤事業の強靱化を図るとともに、組織・人材の強化および挑戦意識の向上を推進する。

④当事業年度の状況及び今後について

当事業年度においては、特に粘土瓦事業において、海外向け販売の強化や新たな住宅会社からの採用を獲得する等の営業活動強化を推進しましたが、持家着工戸数の動向と物価高の影響が大きく、営業利益146百万円を計上いたしました（前事業年度営業利益185百万円）。

今後につきましては、物価・エネルギーコスト上昇を踏まえた製品価格の改定と、引き続きコスト削減や資産の有効活用を推進し、利益体質の改善を図ってまいります。また、強固な経営基盤の維持・拡大を目標として、企業として高いモチベーションを持ち、事業活動のさらなる拡充に向けた施策を推進してまいります。

⑤その他非財務情報及び活動

当社では前述の基本方針に基づき、サステナビリティ・ビジョンおよびその達成に向けた具体的施策を策定し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みを継続・強化しております。

当事業年度においては、愛知県の主催する「2026愛知環境賞」において、当社及び創嘉瓦工業株式会社の「アップサイクル型粘土瓦スーパーライ110スマート『純いぶし』」に関する取り組みが評価され、優秀賞を受賞いたしました。

<サステナビリティ・ビジョン>

当社は、生活の基盤である「住まい」に関わる企業として

安心・安全な製品を皆様にお届けするという事業活動を進め

同時に、ジェンダー平等や自然環境への配慮といった項目を中心に

従業員をはじめとしたすべてのステークホルダーからの期待に応えることで

持続可能な社会、循環型社会の実現に貢献します

<達成に向けての具体的項目>

- ① 鶴弥は日本の住文化を守ると同時に、安全かつ強靱（レジリエンス）な住居の提供に貢献します
- ② 鶴弥はジェンダー平等を達成し、安全で働きがいのある職場づくりを進めます
- ③ 鶴弥は生産活動における環境への影響を低減し、低炭素社会の実現と地球環境との共生を進めます
- ④ 鶴弥は限りある天然資源の有効活用、循環型社会の構築に貢献します

(5) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2023年3月期)	第57期 (2024年3月期)	第58期 (2025年3月期)	第59期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	7,143	6,369	6,815	6,505
経常利益(百万円) (または経常損失△)	△104	199	455	302
当期純利益(百万円) (または当期純損失△)	△90	127	121	373
1株当たり当期純利益 (または1株当たり当期純損失△) (円)	△11.88	16.64	16.01	50.29
総資産(百万円)	15,436	15,843	15,670	14,840
純資産(百万円)	11,596	11,891	11,914	12,122
1株当たり純資産額 (円)	1,514.90	1,553.48	1,583.76	1,698.33

(注) 第59期（当事業年度）の事業の状況につきましては、前記7頁の「事業の経過及びその成果」とおりであります。

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社の主要な事業内容は、粘土瓦の製造・販売、屋根工事の請負・施工、陶板壁材の製造・販売及び建築資材の開発・販売並びにこれに付帯関連する一切の事業を行っております。

製品…………… J形粘土瓦・F形粘土瓦・陶板壁材

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業所及び営業所・工場（2026年3月31日現在）

本社……………	愛知県半田市	北陸支店……	富山県小矢部市
仙台営業所…	宮城県仙台市	本社工場……	愛知県半田市
西尾工場……	愛知県西尾市	衣浦工場……	愛知県半田市
阿久比工場…	愛知県知多郡阿久比町		

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名	－	45.8歳	19.0年

（注）従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	450百万円
株式会社みずほ銀行	250
株式会社三菱UFJ銀行	100
信金中央金庫	100

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,767,800株（自己株式 629,916株を含む。）
(3) 株主数 2,606名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鶴 見 哲	1,551千株	21.7%
有 限 会 社 ト ラ イ	727	10.1
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	308	4.3
遠 山 和 子	233	3.2
長 谷 川 裕	221	3.1
水 元 公 仁	209	2.9
南 條 宏	180	2.5
株 式 会 社 石 川 時 鐵 工 所	135	1.8
岡 崎 信 用 金 庫	132	1.8
松 田 猛 文	126	1.7

- (注) 1.持株比率は、自己株式（629,916株）を控除して計算しております。
2.当社は、自己株式（629,916株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2025年12月16日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月17日から2026年2月16日までの取得期間において自己株式の取得を実施しました。同期間中に取得した株式の総数は385,000株、取得価格の総額は157,168,900円であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
鶴 見 哲	代 表 取 締 役 社 長	
満 田 勝 己	常務取締役（管理本部担当）	
角 森 一 夫	取 締 役（営業本部担当）	
根 崎 尚 樹	取 締 役（製造本部担当）	
高 垣 俊 壽	取 締 役	有 限 会 社 高 垣 経 営 技 術 代表取締役
松 本 俊 介	監 査 役（常勤）	
鶴 見 秀 夫	監 査 役	鶴見法律事務所 弁護士
高 須 光	監 査 役	税 理 士 法 人 高 須 会 計 事 務 所 代表社員

- (注) 1. 取締役高垣俊壽氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松本俊介氏及び監査役鶴見秀夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松本俊介氏は、管理部門の要職を長年にわたり歴任しており、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に従事していたことから、この分野に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高須光氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役高垣俊壽氏、監査役松本俊介氏及び監査役鶴見秀夫氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当社は定款にて、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりますが、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役とは責任限定契約を締結しておりません。
7. 2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名
鶴 見 哲	代表取締役 会長	代表取締役 社長
満 田 勝 己	代表取締役 社長	常務取締役 管理本部担当

(2) 執行役員の状況（2026年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
加 藤 正 司	執 行 役 員	開発部長
竹 内 正 仁	執 行 役 員	製造技術部長
佐 伯 功	執 行 役 員	西尾工場長兼衣浦工場長 兼生産統括室長
安 井 康 二	執 行 役 員	営業部長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員等としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員等が被る経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役および執行役員等であります。なお、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取 締 役 (うち社外取締役)	99 (3)	96 (3)	-	3 (-)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12 (10)	12 (10)	-	0 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	112 (13)	108 (13)	-	3 (0)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(5) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬限度額を、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で決議いただいております。

当社は、取締役及び監査役の報酬等につきましては公正性と透明性を確保するため、代表取締役と独立役員3名とが意見調整を行い、各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、以下のルールに基づき相当と判断される金額（取締役及び監査役全員の固定報酬及び業績連動報酬）を答申し、それに基づき取締役報酬は取締役会で、監査役報酬は監査役の協議により決定することとしております。また、この決定方針を取締役会で決議しております。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役と独立役員3名とが、客観性をもって公正に検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は取締役の報酬と業績等の連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることに繋がると考え、当社の取締役に対して、2026年4月17日開催の取締役会において、翌事業年度（2027年3月期）において業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）につき、下記の算定方法に基づき支給することを決議し、監査役の過半数より当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を入手しております。

1. 取締役

① 月額報酬は定額とする。

② 業績連動給与は役員規定に基づき算定し、毎年一定の時期に支給する。

（算定方法）

a 算定指標

当該事業年度における営業利益とする。

b 支給条件

当該事業年度における業績連動給与の控除前営業利益額が200百万円以上の場合に支給することができる。ただし税引前当期純損失の場合は支給しないものとする。

c 支給総額

業績連動給与総額の確定限度額は2,000万円とする。

d 営業利益額別調整係数

営業利益額別調整係数は次のとおりであります。

営業利益額（百万円）	調整係数
200～249	1.0
250～299	1.1
300～349	1.2
350～399	1.3
400～449	1.4
450～499	1.5
500～549	1.6
550～599	1.7
600～	1.8

※営業利益額は1百万円未満切り捨て

e 算定式

各取締役の業績連動給与の算定式は次のとおりとする。ただし、役員報酬月額 of 2ヶ月分を超えないこととする。また、千円単位未満の端数については切り捨て処理するものとする。

各取締役の業績連動給与＝各取締役月額報酬×調整係数

③ 退職慰労金は役員規定に基づき算定し、退任時に支給する。

2. 監査役

① 月額報酬は定額とする。

② 退職慰労金は役員規定に基づき算定し、退任時に支給する。

3. 非常勤役員

① 月額報酬は定額とする。

なお、上記に記載のとおり、業績連動報酬の上限は固定報酬の2／12を超えないこととしております。

一方で、業績連動報酬に係る指標は、営業利益額であり、当該指標を選定した理由は、経営上の目標及びその達成状況を判断するための客観的な指標として、装置産業である当社の事業内容を鑑みると、営業利益額が適しているためです。

当事業年度は2025年4月18日開催の取締役会にて決定した業績連動給与（業績連動報酬）の支給条件を満たしていない（営業利益目標200百万円以上に対して、実績146百万円）ことから、業績連動報酬の実施はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- i 取締役高垣俊壽氏は、有限会社高垣経営技術代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii 監査役鶴見秀夫氏は、鶴見法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	高 垣 俊 壽	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。 社外取締役に就任以降、経営コンサルタントとしての長年の経験と実績等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された経営会議に12回（100％）出席し、客観的・中立的立場で当社の経営課題に携わり、当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与してきました。
監 査 役	松 本 俊 介	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会9回全てに出席し、管理部門業務の経験を活かし、財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	鶴 見 秀 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会9回のうち8回に出席し、弁護士として専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について次のとおり決定し、これを「経営管理総則」に定め全社に周知徹底を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、行動指針など経営管理に関する基本事項を「経営管理総則」（2005年6月1日制定）に定め、役員等（「役員及び従業員を指す」以下同じ）に本総則の内容を周知徹底することによって、各役員等は社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、公正な競争を通じて業績を向上させ、かつ、社会的良識をもって行動するよう努める。
- ② 当社は、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を就業規則に明文化し、内部通報者の保護を図るとともに、不正・不法行為の早期発見と是正に努める。
- ③ 当社は、反社会的勢力等への対応に関する行動指針及び社内規定を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、顧問弁護士や警察等とも連携し、次のとおり、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - i 代表取締役は、「社会的秩序を乱すような反社会的勢力を断固として排除すること」を行動指針に掲げ、代表取締役自らこの指針を実践し、より健全な経済・社会の発展に貢献する。
 - ii 当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては断固として対決する。
 - iii 役員等は、一人ひとりが得意先等との意思の疎通を、不祥事の防止、法令及び社内規定の遵守等を徹底し、トラブルを未然に防止するよう努め

る。

iv 当社は、反社会的勢力の介入を未然に防止するために、その介入時の対応を社内規定に定め、役員等が毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に介入する隙を与えないよう努める。

- ④ 当社は、内部監査人による自主監査を実施し、役員等の関連法規や社内規定の遵守状況とリスク管理を目的とした内部統制システムの整備状況を継続的に検証する。

【運用状況】

行動指針の順守を徹底するとともに、内部統制システムの適切な運用により、法令・定款等に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、取締役会、経営会議等の議事録に特定し、議事録は法令又は社内規定に規定する方法で作成し、適切に保管及び保存する。
- ② 取締役及び監査役は、それらの情報を必要の都度閲覧することができる。

【運用状況】

各種規定に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社のビジネスリスクの管理方法の基本は、「経営管理総則」に規定する。
- ② 当社は、損失のリスク管理に関して、鶴弥マネジメントシステムを構築することで、社内に安全衛生委員会（又は安全衛生推進委員会）、経営会議等の会議体を設置し、品質の向上、環境の保全、安全衛生の向上を図る。
- ③ 各部門におけるビジネスリスクや情報セキュリティはそれぞれの部門で管理し、重要リスクが発生した場合には、取締役会に報告し、そこで対処方法を審議する。
- ④ 組織的なビジネスリスクや不測の事態が発生した場合には、「経営管理総則」に規定する経営危機管理又は地震等被害対策の規定に従い対処する。

【運用状況】

リスクの発生可能性につながる事項について社内で情報共有し、リスクを事前に回避し、またリスク顕在化時にも影響が最小限となるよう、業務を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定を迅速に行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規則に従い、毎月、定例取締役会を開催

するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催する。

- ② 当社の経営に関する重要事項については、必要に応じて、代表取締役の諮問機関である経営会議や経営危機対策委員会等の審議を経て、取締役会がその執行を決定する。担当取締役は取締役会が決定した業務の執行状況について、取締役会に適宜の方法で報告する。

【運用状況】

取締役会並びに経営会議において業務の分担を受けた取締役が毎月業務執行状況の報告を行っております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、経営に影響を与える業務活動に従事する全社員に対するレベルの枠組と教育訓練制度並びに人事考課制度を計画的に確立する。
- ② 当社は、財務報告適正性を確保するための業務管理体制を「業務管理方針」に基づき整備し、主要業務の社員用業務マニュアル化と責任と権限の明確化を推進する。
- ③ 社内規定及び関係法令の整備を行う。

【運用状況】

個人情報保護教育、情報セキュリティ教育を含む教育訓練制度によってコンプライアンスの啓発を推進し、法令及び定款を遵守するための取り組みを進めております。また、人事考課制度、社内規定の整備を継続的に取り組んでおります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役監査に支障をきたす事態が発生し、監査役会から監査役の職務を補佐する専従社員の配置要請がある場合には、内部監査室に監査役監査の補助に専念できる、取締役の指揮命令系統から独立した専従社員を配置する。
- ② 当社は、監査役の職務を補佐する専従社員の人事異動、人事評価並びに懲戒処分に関し、監査役会の同意権を明確にする。

【運用状況】

常勤監査役と人事担当の責任者が常に情報共有を密にしており、監査役会の要請に対して迅速に対応するようにしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令又は定款に定める事項に加え、業務の遂行上重大

な影響を及ぼす事項や内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役が監査役監査の判断を下すうえで必要とする事項について、遅滞なく、報告又は情報の提供を行う。

【運用状況】

監査役が社内の重要会議に出席し、社内の情報共有を行っております。また、監査役への報告については、就業規則の通報者の保護規定を適用し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いとすることを禁じております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、監査役監査を実効的に行うために、上記「(6)」及び「(7)」に記載する事項以外に、次の体制を確実にする。
 - i 監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べることができる。
 - ii 監査役は、必要に応じて、取締役会以外の重要会議又は主要会議に出席することができる。
 - iii 監査役は、内部監査人に対し、監査結果の報告を求めることができる。
 - iv 監査役は、会計監査人に対し、法定報告事項以外の報告を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役、部署長並びに社員から、前記「i～iv」以外の報告を求めることができる。

【運用状況】

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、効率的な監査が行われるよう情報共有しております。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については必要額を予算計上の上、当該費用等が発生した場合、速やかに支払うことにより、監査役の活動が制約なく行われるようにしております。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,359,558	流 動 負 債	2,139,296
現金及び預金	2,054,899	支 払 手 形	1,850
受 取 手 形	36,555	電 子 記 録 債 務	316,872
電 子 記 録 債 権	259,818	買 掛 金	267,591
売 掛 金	887,266	短 期 借 入 金	900,000
商 品 及 び 製 品	900,200	未 払 金	205,101
仕 掛 品	50,346	未 払 費 用	156,924
未 成 工 事 支 出 金	4,912	未 払 法 人 税 等	86,223
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	146,948	未 払 消 費 税 等	14,506
前 払 費 用	14,048	前 受 金	27,863
そ の 他	5,527	預 り 金	9,836
貸 倒 引 当 金	△965	賞 与 引 当 金	152,527
固 定 資 産	10,480,762	固 定 負 債	578,531
有 形 固 定 資 産	9,304,913	退 職 給 付 引 当 金	130,891
建 物	728,924	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	319,355
構 築 物	17,633	繰 延 税 金 負 債	42,253
機 械 及 び 装 置	300,598	そ の 他	86,032
車 両 運 搬 具	1,562	負 債 合 計	2,717,828
工 具、器 具 及 び 備 品	118,467	(純 資 産 の 部)	
土 地	8,125,950	株 主 資 本	11,601,744
建 設 仮 勘 定	11,776	資 本 金	2,144,134
無 形 固 定 資 産	24,753	資 本 剰 余 金	2,967,191
ソ フ ト ウ ェ ア	23,155	資 本 準 備 金	2,967,134
電 話 加 入 権	153	そ の 他 資 本 剰 余 金	57
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1,444	利 益 剰 余 金	6,748,542
投 資 そ の 他 の 資 産	1,151,094	利 益 準 備 金	110,163
投 資 有 価 証 券	933,201	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,638,378
出 資 金	40,164	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	13,727
長 期 貸 付 金	300	別 途 積 立 金	2,050,000
長 期 前 払 費 用	846	繰 越 利 益 剰 余 金	4,574,651
そ の 他	176,582	自 己 株 式	△258,123
資 産 合 計	14,840,320	評 価 ・ 換 算 差 額 等	520,747
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	520,747
		純 資 産 合 計	12,122,492
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,840,320

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,505,410
売 上 原 価		4,835,449
売 上 総 利 益		1,669,961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,523,148
営 業 利 益		146,813
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	35,581	
そ の 他 営 業 外 収 益	185,020	220,602
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,731	
そ の 他 営 業 外 費 用	55,646	65,377
経 常 利 益		302,037
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	233,856	233,856
税 引 前 当 期 純 利 益		535,893
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,029	
法 人 税 等 調 整 額	26,934	161,963
当 期 純 利 益		373,930

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
						固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2025 年 4 月 1 日 期 首 残 高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	14,370	2,050,000	4,248,977	6,423,511
当 期 変 動 額									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△643		643	—
剰 余 金 の 配 当								△48,899	△48,899
当 期 純 利 益								373,930	373,930
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△643	—	325,674	325,031
2026 年 3 月 31 日 期 末 残 高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	13,727	2,050,000	4,574,651	6,748,542

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025 年 4 月 1 日 期 首 残 高	△100,954	11,433,882	480,551	480,551	11,914,434
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
剰 余 金 の 配 当		△48,899			△48,899
当 期 純 利 益		373,930			373,930
自 己 株 式 の 取 得	△157,168	△157,168			△157,168
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			40,195	40,195	40,195
当 期 変 動 額 合 計	△157,168	167,863	40,195	40,195	208,058
2026 年 3 月 31 日 期 末 残 高	△258,123	11,601,744	520,747	520,747	12,122,492

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、車両運搬具については定率法）を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～50年

機械及び装置 9年～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売

当社は、主に粘土瓦（製品）の製造及び販売、並びにその関係部材（商品）の販売を行っております。これらの販売については、顧客に製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、一部の取引について、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

② 工事契約

当社は、屋根工事等の請負工事契約を顧客と締結しています。

契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約であることから、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	9,329,667千円
減損損失	—

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っており、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行っております。

資産グルーピングごとに、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、使用目的の変更等の意思決定があった場合、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みである場合、時価の著しい下落があった場合等には、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が識別された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、取締役会で承認された事業計画を基に算定し、主要な仮定として事業計画における売上高及び営業利益の将来予測が含まれております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金負債（純額）	42,253千円
繰延税金負債と相殺前の金額	176,924千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

見積りの主要な仮定は、将来の売上高等を含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画を基に見積もっております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	209,385千円
機械及び装置	162,952
土地	1,337,238
計	1,709,575

(2) 担保に係る債務

短期借入金	800,000千円
計	800,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,747,857千円

3. 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高 19,970千円

【損益計算書に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「収益認識に関する注記」に記載しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普 通 株 式 7,767,800株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 629,916株

(注) 当社は、2025年12月16日開催の取締役会決議に基づき、自己株式385,000株の取得を行いました。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	18,807	2.5	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月31日 取 締 役 会	普通株式	30,091	4.0	2025年9月30日	2025年12月5日
計		48,899			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配当の 原 資	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰 余 金	74,947	10.5	2026年3月31日	2026年6月23日

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	47,974千円
役員退職慰労引当金	100,447
退職給付引当金	41,169
投資有価証券評価損	19,069
未払事業税	9,392
減損損失	76,708
未払費用	10,841
その他	5,207
繰延税金資産小計	310,812
評価性引当額	△133,888
繰延税金資産合計	176,924
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△212,878
固定資産圧縮積立金	△6,298
繰延税金負債合計	△219,177
繰延税金資産の純額	△42,253

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に屋根材の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引を一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理に係る規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用は、すべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用、並びに借入金
は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成・更新するととも
に、手許流動性の維持などにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投 資 有 価 証 券			
其他有価証券 (注2)	893,175	893,175	—
資 産 計	893,175	893,175	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入
金、未払金、未払費用については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していること
から、記載を省略しております。

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（貸借対照表計上額40,026千円）は、「資産（1）投資有価証券」には含めておりませ
ん。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	893,175	—	—	893,175
資産計	893,175	—	—	893,175

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

特に記載すべき事項はありません。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	売上高
製品	5,721,631
商品	427,095
工事売上	356,683
顧客との契約から生じる収益	6,505,410
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,505,410

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報につきましては、【重要な会計方針に係る事項に関する注記】4. 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年3月31日)	
	期首残高	期末残高
契約負債	16,372	19,970

(注) 1. 契約負債は貸借対照表上流動負債「前受金」に計上しております。

2. 契約負債は主に屋根工事において顧客から受け取る着手金及び海外売上に係る前受金となります。

3. 当事業年度の契約負債期首残高は、すべて当事業年度の収益として認識されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,698円	33銭
1株当たり当期純利益	50円	29銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月16日

株式会社 鶴弥

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士 大 国 光 大
代表社員 業務執行社員	公認会計士 古 田 雄 大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴弥の2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社	鶴弥	監査役会		
	常勤	社外監査役	松本	俊介
		社外監査役	鶴見	秀夫
		監査役	高須	光

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案、第2号議案）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円50銭（普通配当4円50銭、特別配当6円）

総額は、74,947,782円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月23日

(4) 配当金支払開始日

2026年7月13日

例年、定時株主総会の翌営業日を剰余金の配当が効力を生じる日とし、同日に配当金の支払いを開始しておりましたが、当事業年度末の剰余金の配当に際しては、後記のとおり株主様から「剰余金の処分の件」（第3号議案）が提出されており、本議案及び第3号議案の決議の結果を受けて配当金の支払いの手続きをとるため、例年と比べて配当金の支払開始を遅らせる必要があります。そのため、配当金支払開始日を定めるものです。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	つ る み さとる 鶴 見 哲 (1966年7月24日生)	1989年4月 当社入社 1996年7月 当社営業開発部長 1997年6月 当社取締役営業開発部長 1999年6月 当社取締役社長室長兼営業開発部長 2000年6月 当社常務取締役社長室長兼営業開発部長 2001年2月 当社常務取締役社長室長 2004年6月 当社代表取締役専務兼社長室長 2004年9月 当社代表取締役専務 2006年6月 当社代表取締役専務兼製造本部長 2008年6月 当社代表取締役社長 2026年4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	1,551,200株
(取締役候補者とした理由) 鶴見哲氏は、当社において営業部門で役職を歴任し、1997年に取締役就任後も、管理部門、製造部門の役職を歴任し、2008年より代表取締役社長として当社の経営にあたり、2026年4月より代表取締役会長に就任しております。こうした経歴から、経営全般において豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			
2	みつ だ かつ み 満 田 勝 己 (1971年7月17日生)	1994年4月 当社入社 2008年6月 当社事業開発室長 2012年7月 当社営業企画部長 2016年4月 当社執行役員営業企画部長 2017年6月 当社取締役営業部長兼営業企画部長 2018年4月 当社取締役営業部長 2018年6月 当社取締役営業本部担当営業部長 2020年4月 当社取締役製造本部長 2022年6月 当社取締役管理本部長 2024年4月 当社常務取締役管理本部担当 2026年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	2,000株
(取締役候補者とした理由) 満田勝己氏は、当社において営業部門における役職を歴任しており、2017年に取締役就任後も、製造部門、管理部門の役職を歴任し、2026年4月より代表取締役社長に就任しております。こうした経歴から、経営全般において豊富な経験と知識を有しており、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	つ の も り か ず お 角 森 一 夫 (1972年1月18日生)	1994年4月 当社入社 2014年4月 当社経理室長 2016年4月 当社執行役員社長室長兼経理室長 2018年6月 当社取締役管理本部担当社長室長 2019年11月 当社取締役管理本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長 2021年4月 当社取締役営業本部長兼営業部長 2024年4月 当社取締役営業本部担当 (現在に至る)	2,000株
		(取締役候補者とした理由) 角森一夫氏は、当社において管理部門における役職を歴任しており、2018年より取締役として経営に携わっております。こうした経歴から、豊富な経験や知識を生かし、2024年4月より取締役営業本部担当に就任し、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。	
4	ね ぎ き ひ さ き 根 崎 尚 樹 (1973年2月7日生)	1995年4月 当社入社 2015年4月 当社本社工場長 2016年4月 当社執行役員本社工場長 2018年6月 当社取締役阿久比工場長 2022年6月 当社取締役製造本部長兼阿久比工場長 2023年4月 当社取締役製造本部長 2024年4月 当社取締役製造本部担当 2026年4月 当社取締役管理本部担当 (現在に至る)	2,000株
		(取締役候補者とした理由) 根崎尚樹氏は、当社において営業部門及び製造部門で役職を歴任しており、2018年より取締役として経営に携わっております。こうした経歴から、豊富な経験や知識を生かし、2026年4月より取締役管理本部担当に就任し、今後も経営者として企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き候補者とするものであります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	い さ ち さ と る 伊 佐 地 哲 (1967年7月1日生)	1990年4月 中央信託銀行株式会社 (現三井住友信託銀行株式会社) 入社 2015年10月 同社本店営業第六部審議役 2018年1月 ニチハ株式会社入社 総務部長兼法務室長 2023年10月 株式会社トーカイ入社 総務本部 (現総務・システム本部) 参事 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社トーカイ 総務・システム本部参事	一株
(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要) 伊佐地哲氏は、会社法やコーポレートガバナンスの分野において、指導的な役割を果たされたキャリアを持ち、加えて、事業会社において管理部門の要職を歴任し、総務業務全般の統括をはじめとする管理業務全般に対する豊富な知識・経験を有しております。これらの専門性、経験、見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で当社経営に対する助言や監督をいただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 伊佐地哲氏は、新任の取締役候補者であります。
 3. 伊佐地哲氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 伊佐地哲氏は、当社が上場する名古屋証券取引所が上場規程において定める独立役員の要件を満たしており、選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が備えるスキルは以下のとおりです。

取締役については、これらのスキルの多様性・バランスを考慮した上で選任しております。

氏 名	企業経営	ものづくり	営 業	管 理
鶴 見 哲	●	●	●	
満 田 勝 己	●		●	●
角 森 一 夫			●	●
根 崎 尚 樹		●		
伊 佐 地 哲				●

株主提案（第3号議案）

第3号議案は、株主様（3名）からのご提案となっております。なお、議案の提案の内容及び理由は、提出されたものを原則として原文のまま記載しております。

当社取締役会は、本株主総会における株主提案議案に反対いたします。

第3号議案 剰余金の処分の件

提案する議題

剰余金の処分の件

本議案の要領

第59期の期末剰余金の配当として、1株当たり16円（中間と期末の合計）を配当する。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金16円
総額は剰余金の配当の対象となる株式数に金16円を乗じた金額
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 6月23日
- (4) 配当金支払い開始日 7月13日

提案の理由

当社は、2002年に東証への上場を果たしました。その後、1株当たり900円前後の価額で、150万株の公募を行い財務基盤を強化しました。公募後も長期的な経営方針により、瓦業界の需要が減少を続ける環境の中、第56期を除き、着実に利益を積み上げてきました。自己資本は、公募前の7,269百万円が2025年12月末の12,220百万円に増加しました。そして、公募前に75億円を超えていた借入金は、9億円に減少しました。

一方、公募後の株価は、1株当たり830円を最高に低位で推移し、現在、400円を下回り、東証の問題提起したPBR1倍を大きく下まわる0.23です。

20年間で、会社の資産が、1.7倍に増えたのに対して、株主資産（時価総額）は、半分以下に減少しました。

株価が適正に評価されない大きな要因として当社による配当の問題があります。

公募当時、1株当たりの配当金は15円を継続していましたが、直近では、2023年は4円、2024年は5円、2025年は12円でした。また2026年の配当見込みは、1株当たり10.5円です。

会社の利益に従って、配当を決めるという配当性向に対して、会社の資産に従って配当を決めるというD0E（自己資本配当率）があります。

配当性向を目安にすると、純利益は、年度による変動が大きく、配当金額が安定しません。一方、D0Eの元となる株主資本は、株主が出資した資本にこれまで蓄積した利

益剰余金を加えたストックであるため、変動が少なく、より安定的に還元することができます。

D0Eの日本企業全体の中央値は、約2.7%で、一般的な目安として3%前後が参考にされます。2023年の東証による株主重視の提言以降、中部企業では、日本特殊陶業(D0E4%を下限)、中部鋼板(D0E3.5%をメド)などとした割安な株価を改善する資本政策が広がってきました。中部企業の自己資本比率の高さがこれを可能にしています。当社の自己資本比率も79%と十分に高いです。

今回、我々から提案させていただく年間配当1株当たり16円は、D0E1%に該当します。定期預金の金利が1%をはるかに超えてきた環境で、D0E1%は、最低の目標値です。決して高い要求では、ないことをご理解ください。

さらに、現在、当社は、昨年の土地売却により、現預金が25億円(2025年12月末)と積みあがっています。20年前は、10億円以下の現預金で年間配当15円を継続していました。

昨年、一昨年と同様の株主提案をした翌日に取締役会の反対意見に関する理由として、「手元現預金に必要以上の余資はないと考えております。」とのご回答を2年続けていただきました。

今回、もし取締役会が我々からの提案に反対意見をだされる場合は、現在の現預金がいくらになっており、現在の現預金に対してどのような使途を予定しているのかを具体的な金額をあげて説明してください。

我々の提案する配当政策により、配当が安定し、株価の見直しもされと考えています。このことは、株主還元に寄与します。

以上です。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、第3号議案に反対いたします。

当社はかねてより、粘土瓦業界の中で最新の生産技術を保持し、高い生産力と競争力を、継続的に保ちながら成長を続けていくために、設備の更新や新工場の建設等を、慎重かつ大胆に実行していく必要性を認識しております。

また、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのための内部留保を考慮しつつ、業績に応じた適正で安定的な配当を継続的に行うことを当社の利益配分の基本的な考え方としております。

この基本方針を元に、当事業年度の業績および財務状況から総合的に判断して、当期末配当を決定しております。

当社の主要な事業である粘土瓦製造販売業では、収入に季節変動や手形慣習があり、

また非定常的な設備メンテナンス等に備えるため、適切に当座資金を確保しておく必要があり、当面の設備投資資金・運転資金を超える必要以上の手元流動性資金はないと考えております。

以上のことから、配当につきましては、基本的に当期の利益状況をベースとした利益剰余金を原資として配当を行ってまいります。このため、2026年5月1日発表の2026年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載のとおり、当事業年度においては、当期純利益373百万円（特別利益（固定資産売却益）233百万円含む）を原資として、年間14.5円の配当（特別配当6.0円含む）（配当性向28.8%）とさせて頂く予定です。

以上より、今回の本株主提案は、当社の株主還元方針および今後の資金の活用方針と合致しておらず、当社のさらなる中長期的な企業価値向上に寄与するとは考えにくいと判断するものであります。

当事業年度における財政状況につきましては、2026年5月1日発表の2026年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）添付資料の1．経営成績等の概況に記載の通りでありご高覧下さいようお願い申し上げます。

なお、当事業年度に発生した固定資産の売却による資金の使途につきましても、同じく2026年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）添付資料の1．経営成績等の概況（3）当期のキャッシュ・フローの概況の「固定資産売却資金の使途について」に以下の通り記載させていただいております。

当事業年度においては、固定資産の売却（阿久比工場敷地内の出荷ヤード未使用部分（土地）を含む）により1,322百万円を収入として計上しております。（前事業年度と合わせ約1,471百万円）

当該資金の資金使途としては、固定資産売却に係る費用（土壌改良工事等含む）に約270百万円、中小受託取引適正化法の施行に準じた中小受託事業者への支払サイト短縮に約300百万円、粘土瓦生産設備の取得に120百万円を充当することで経営体制の強化を図るとともに、自己株式の取得に157百万円、また、特別配当として42百万円（1株あたり6.0円）を株主様への還元（予定）とし、400百万円を借入金返済に充て財務体質改善を図っております。

残金約180百万円につきましては、当該売却益に係る法人税等の支払いや、従業員労働環境改善や生産性向上といった当面の設備投資に備え現預金として留保しております。

また、中長期的な事業ポートフォリオの構築および経営資源配分の指針につきましては、事業報告に記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市州の崎町2番地12

当社本社4階ホール

電話(0569)29-7311(代表)



交通 電車：JR亀崎駅より徒歩約20分です。

お車：知多半島道路阿久比ICより約7kmです。

当会場の駐車場をご利用ください。

